

平成21年度税制改正法案が成立・施行

3月27日、平成21年度の税制改正法案が成立しました。参議院では平成21年度の予算案とともに否決されましたが、いわゆる3分の2条項(憲法59条2項)によって衆議院で再可決され成立しました。

再可決による同法案成立は昨年に続いて2年連続。昨年(平成20年度税制改正)は同法案の成立、施行が1ヶ月遅れたため多少の混乱がありましたが、今年は、年度内に決着したため、予定通り新年度4月1日より新税制が施行(一部例外有り)されることになります。

今年の税制改正は、最近の景気悪化の影響もあって、過去最大規模の住宅ローン減税、中小企業の法人税率軽減、中小企業の欠損金繰戻し還付制度復活など、非常に減税色の強いものとなりました。財務省の試算によると、減税幅は国税だけで初年度4690億円。税制改正の効果が全面的に現れる平年度ベースでは6850億円とされています。

中小企業関連税制

- 中小企業に対する軽減税率の時的引き下げ
800万円以下の所得に対する税率を22%から18%に引き下げ
- 中小企業の欠損金繰戻し還付制度の復活
- 情報基盤強化税制における償却限度額の拡充
- 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設

一定の要件のもと、相続等した自社株分の
相続税の80%を納税猶予

所得税関連

- 住宅ローン減税の拡充 最高500万円(長期優良住宅は600万円)の税額控除が可能な制度など
- 耐震改修促進税制の拡充
- 新たな省エネ改修促進税制の創設 借入残高ではなく工事代金に対応する税額控除制度
- 生命保険料控除の改組 介護医療保険控除の創設と適用限度額の見直しなど
- 確定拠出年金制度 個人拠出(マッチング拠出)の全額を所得控除

土地関連税制

- 土地等の長期譲渡所得の1000万円特別控除の創設(個人)
- 事業者が土地等の先行取得をした場合の課税の特例 一定の要件のもと、先行取得した土地等について一部圧縮記帳が可能

金融・証券税制

- 上場株式等の配当所得および譲渡所得等に対する税率の特例見直し 10%の軽減税率
- 少額の上場株式等投資のための非課税措置 年100万円までの取得には配当所得、譲渡所得等に課税しない制度
- 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率の特例延長
- 源泉徴収選択口座における源泉徴収税率の特例延長

国際課税・その他の項目

- 外国子会社配当の益金不算入制度の創設
- 間接外国税額控除制度の廃止
- いわゆる定額給付金(予定)について所得税非課税
- 電子証明書等特別控除を2年延長

CONTENTS

平成21年度税制改正法案が 成立・施行	…P.1
交際費減少!会社標本調査より 5000円基準の影響が!	…P.2
経営分析シートで自社の 経営力を見る	…P.2
養老保険 全額損金プランの 経費処理について	…P.3
若年者等の正規雇用に奨励金 雇用保険制度が変わりました	…P.4
公示地価、愛知商業地 4年ぶり下落	…P.5
近代バブルを振り返る 第1回 ASAK経営実践セミナーの ご案内	…P.7
4月度の税務スケジュール 今月の名言録	…P.7

5月8日(金)に税制改正セミナーを開催 <詳細はP.7>



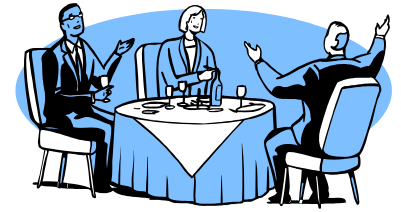
交際費減少！会社標本調査より 5000円基準の影響か！

国税庁はこのほど、平成19年度分の会社標本調査の結果を発表しました。

同調査は、資本金階級別や業種別に営業収入金額や所得金額、さらには交際費や寄付金などの支出状況から法人の実態を明らかにするもので、今回で58回目となります。

そのなかで、「交際費等」の支出額は3兆3800億円。前年度より2514億円(同6.9%)の減少となっています。このうち、税法上損金に算入されない金額は1兆6665億円で、支出額に占める損金不算入割合は49.3%でした。

「交際費等」の支出の減少について国税庁は、「平成19年分では、いまほど景気が悪いわけではないので、5千円未満の支出は交際費から除かれるようになった平成18年度税制改正が影響したと思われる」としています。



同18年度税制改正で登場したいわゆる「交際費の5千円基準」では、一人当たり5千円以下の飲食費(社内飲食費を除く)が交際費の範囲から除外されることになりました。

ただし、除外するには下記の要件を具備する必要があります。

飲食等のあった年月日
 その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名・名称・その関係
 参加人数
 費用の金額並びにその飲食店、料理店の名称・所在地
 その他参考となるべき事項 これらを記載した書類の保存

「交際費等」の支出状況を業種別に見た場合、最も支出しているのは「建設業」で支出額は5293億円。1社あたり123万7千円を支出している計算で、9年連続トップとなっています。

経営分析シートで自社の経営力を見る

<「勘定の収支バランス」をつかむ> 売上債権 / 買入債務比率を分析してみましょう！

手順1 売上債権(受取勘定)を出します

$$\boxed{\text{売上債権}} = \boxed{\text{売掛金}} + \boxed{\text{受取手形}} + \boxed{\text{受取手形}}$$

手順2 買入債務(支払勘定)を出します

$$\boxed{\text{買入債務}} = \boxed{\text{買掛金}} + \boxed{\text{支払手形}}$$

手順3 売上債権 / 買入債務比率を出します

$$\boxed{\text{売上債権 / 買入債務比率}} = \frac{\boxed{\text{売上高}}}{\boxed{\text{経営資本}}} \times 100$$

手順4 数字を比較して資本の利用効率を確認しましょう

建設業平均・・・185.7%	製造業平均・・・176.5%	卸売業平均・・・110.1%
小売業平均・・・85.5%	サービス業平均・・・385.9%	情報通信業平均・・・489.6%
運輸業平均・・・271.5%	不動産業平均・・・190.0%	

<売上債権 / 買入債務比率とは>

流動比率は会社の資金繰り状態を大まかに見るのに対し、そのうち代金の回収と支払に直接関係する、受取勘定と支払勘定とのバランスをさらに詳細につかむ指標となります。売上が上昇傾向の時は、売上債権も買入債務も増大します。しかも、売上債権には未実現利益が含まれますので、資金需要が増えます。金づまりにならぬように管理が必要です。

養老保険 全額損金プランの経費処理について

生保節税として人気のある養老保険の全額損金プランが、最近否認されるケースがあるようです。養老保険の全額損金プランとは、会社を契約者、役員および従業員を被保険者とし、死亡保険金受取人を会社、満期保険金受取人を被保険者として契約する養老保険のことを指します。

この場合、会社が負担する保険料のうち、死亡保険金に対応する部分は支払保険料として、満期保険金に対応する部分は被保険者への給与としてそれぞれ損金扱いとなります。



運用利回りの良さと支払保険料の損金性に着目した解約狙いの加入に人気集中したこの全額損金プラン、法人税基本通達9-3-4(3)の“裏読み”に頼っているため足場は不安定といえますが、国税職員執筆による保険税務の解説本のなかで、全額損金プランの税務について「とくに規定はない」「支払保険料の2分の1は給与、2分の1は(定期保険料と同様に)期間の経過により損金に算入できる」と説明されていたことなどを根拠としていました。

ところがその後、前出の解説本の改訂版に「なお、全額を給与とするという意見もある」と注意を促す一文が追加されたのとはほぼ時を同じくして、支払保険料としての処理を当局に否認されるケースが出始めています。

ここでいう否認とは、「支払保険料」としての損金処理を「給与」に是正することです。給与扱いであれば一定の要件さえ満たせば損金処理となることに変わりはありませんが、被保険者にとっては予想外の所得税が発生することになります。

全額損金プランの税務上の取扱いについて、国税庁は「実態をみて判断する」と説明しています。「実態を見て判断」というからには、全額損金プランの道が閉ざされたわけではありませんが、範囲が狭まっていることは確かなようです。

若年者等の正規雇用へ奨励金

「25歳以上40歳未満の年長フリーター」または「採用内定を取り消されて就職先が未決定の学生等」を正規雇用する事業主が、一定期間ごとに引き続き正規雇用している場合に奨励金が支給されます。

1. 受給要件

<年長フリーター等(25歳以上40歳未満)を雇用する場合>

直接雇用型

- ・ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークからの紹介により正規雇用する場合
- ・対象者の雇入れ日現在の満年齢が25歳以上40歳未満
- ・雇入れ日前1年間に雇用保険の被保険者でなかった者、その他職業経験、技能、知識等の状況から奨励金の活用が適当であると安定所長が認める者

トライアル雇用活用型

- ・ハローワークからの紹介によりトライアル雇用として雇い入れ、トライアル雇用終了後引き続き同一事業所で正規雇用する場合
- ・トライアル雇用開始日の満年齢が25歳以上40歳未満
- ・トライアル雇用開始前1年間に雇用保険の一般被保険者でなかった者
- ・有期実習型訓練修了者雇用型
- ・有期実習型訓練修了者(全課程修了者)を正規雇用する場合
- ・有期実習型訓練修了後の雇入れ日現在の満年齢が25歳以上40歳未満

<採用内定を取り消された方(40歳未満)を正規雇用する場合>

- ・ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、採用内定を取り消されて就職先が未決定の新規学校卒業者をハローワークの紹介により正規雇用する場合
- ・対象者の雇い入れ日現在の満年齢が40歳未満

2. 奨励金の支給額

中小企業

対象者1人につき 100万円 (正規雇用後、半年後50万円、1年半年後25万円、2年半年後25万円)

大企業

対象者1人につき 50万円 (正規雇用後、半年後25万円、1年半年後12.5万円、2年半年後12.5万円)

3. 正規雇用する場合とは

『雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である労働契約を締結し、雇用保険の一般被保険者(ただし1週間の所定労働時間が30時間未満の者を除く。)として雇用する場合』を指します。

雇用保険制度が変わりました

厳しい雇用失業情勢を踏まえ、雇用保険制度のセーフティネット機能および失業された方に対する再就職支援機能を強化するため、雇用保険制度が改正されました(平成21年3月31日)。



1.雇用保険の適用範囲の拡大

短時間労働者および派遣労働者の方の雇用保険の適用基準を緩和しました。

<p><旧></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年以上雇用見込みがあること ・1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること 		<p><新></p> <ul style="list-style-type: none"> ・6ヶ月以上雇用見込みがあること ・1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること
--	--	---

平成21年4月1日以降に、改正後の適用基準を満たす労働者を雇い入れた場合には、当該労働者に係る雇用保険被保険者資格取得届を管轄の公共職業安定所に提出する必要があります。

また、平成21年4月1日より前から勤務している労働者であっても、上記の緩和が行われたことにより、平成21年4月1日以降、適用基準を満たすこととなった場合には、当該労働者に係る雇用保険被保険者資格取得届を管轄の公共職業安定所に提出する必要があります。

2.雇い止めとなった非正規労働者に対する基本手当の受給資格要件の緩和と所定給付日数の拡充

特定受給資格者に該当しない方であっても、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職された方については、通常、基本手当の受給資格要件として離職日以前2年間に被保険者期間が通算して12ヶ月以上必要となる、離職日以前の1年間に被保険者期間が通算して6ヶ月以上あれば受給資格要件を満たすようになりました。

3.再就職が困難な方に対する給付日数の延長

倒産や解雇などの理由により離職された方(特定受給資格者)や期間の定めのある労働契約が更新されなかったことにより離職された方で、離職日において45歳未満の方などについては、給付日数が60日分延長されます。

4.再就職手当の給付率引上げおよび支給要件の緩和

早期に再就職した方が一定の要件を満たしている場合に支給される「再就職手当」の給付率が、支給残日数に応じ、30%から次のとおり引き上げられました。

・所定給付日数の3分の2以上である場合・・・50% ・所定給付日数の3分の1以上である場合・・・40%

5.常用就職支度手当の給付率引上げおよび支給対象者の拡大

就職困難な方(障害のある方等)で再就職し、一定の要件を満たしている場合に支給される「常用就職支度手当」の給付率が、30%から40%に引き上げられました。

6.育児休業給付の統合と給付率引上げ措置の延長 平成22年4月日施行

育児休業給付は育児休業中と職場復帰後に分けて支給されていますが、平成22年4月1日以降に育児休業を開始した方については、給付金を統合して全額育児休業中に支給されることになりました。

7.雇用保険料率の引下げ

失業等給付にかかる雇用保険料率が、平成21年度に限り、0.4%引き下げられました。

4月の給料から料率変更してください!

○平成20年度

	雇用保険料率	労働者負担 (失業等給付に係る保険料率のみ)		事業主負担	
				失業等給付に係る保険料率	二事業に係る保険料率
一般の事業	15/1000	6/1000	9/1000	6/1000	3/1000
農林水産・清酒製造業	17/1000	7/1000	10/1000	7/1000	3/1000
建設業	18/1000	7/1000	11/1000	7/1000	4/1000

○平成21年度

	雇用保険料率	労働者負担 (失業等給付に係る保険料率のみ)		事業主負担	
				失業等給付に係る保険料率	二事業に係る保険料率
一般の事業	11/1000	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000
農林水産・清酒製造業	13/1000	5/1000	8/1000	5/1000	3/1000
建設業	14/1000	5/1000	9/1000	5/1000	4/1000

3月1日より介護保険料率も変更になっていますのでご注意ください。

頭の体操

A君とB君が二人で引き分けのないゲームを2日間でしました。

1日目と2日目のゲーム数の割合は17:18です。

1日目は、A君とB君の勝ったゲームの割合は8:9でした。

2日目には、B君が24ゲーム勝ったので、2日間の二人のそれぞれ勝ったゲーム数の割合は4:3となりました。

2日目にA君は、何ゲームに勝ったかを求めなさい。



小6算数 演習教材(浜学園)より

回答はP.7の下部にあります

公示地価、愛知商業地4年ぶり下落

3月23日に発表された中部三県の地価公示で、愛知の商業地が前年比5.8%下落と4年ぶりにマイナスに転じました。金融危機に伴う世界的な景気悪化が飲食店の不振やオフィス需要の低下を招き、特に名古屋市の下落率は9.1%と全国平均を4.4ポイントも上回りました。

また、住宅地についても3年ぶりに下落するなど、全用途でマイナスとなっています。下落の続く岐阜や三重では、商業地、住宅地とも昨年に比べて下落率が拡大しました。

愛知では、調査全地点の98%にあたる460地点で下落を記録し、特に落ち込みの大きな名古屋市では、中区栄周辺の7地点で下落率が20%を超えています。最も下落幅の大きかった地点は栄4丁目の通称「女子大小路」にある飲食ビルとなっています。

オフィス空室率10%突破の可能性も

オフィス仲介の三鬼商事(東京都)の調査によれば、名古屋市中心部の2月の空室率は4年9カ月ぶりに9%を超え、9.62%に上っています。名古屋駅前の一等地に1月末に完成した「名古屋ビルディング」もオフィス部分の半分が未だ空室の状態です。名古屋の地価は、自動車や部品など関連メーカーの米国向けの輸出が好調で、地域経済が東京、大阪圏以上の成長を続けたことで、国内外のファンドや金融機関の資金が流れ込んで大きく上昇しました。

しかし、08年11月以降、トヨタ自動車の業績悪化などを反映して名古屋の景気は他地域以上に大幅に落ち込み、企業の経費削減で飲食店の客は激減し、市中心部では100以上のクラブやスナックが閉店に追い込まれたそうです。

公示価格といえば、バブル期は、実際に生じた取引価格を重視する評価方式「取引事例比較法」に重点を置いていましたが、今日では土地の保有価値でなく使用価値こそが資産価値を具現化するという評価理論が主流となり、土地の収益力で評価する「収益還元法」を重視する方法をとっています。

したがって、都心オフィスの空室率上昇や賃料の下落がますます悪化していることから、公示地価の底入れ時期はまだ遠いかもしれません。

日本、資産デフレ再び再燃か

脱資産デフレの象徴だったJR東京駅前の丸ビルの地価が2002年の完成以来、初めて下落しました。これまで、高層化で利用価値を高め地価を押し上げる先導役を務めてきたのですが、その牽引力が失われたといえます。

今回の公示価格を概観すると、三大都市圏から商業地、住宅地の上昇地点が消え、日本経済は資産デフレに潮目が変わったのでしょうか。この資産デフレへの逆戻りの端緒は、日本国内からのマネーの逆流に示されています。日本はデフレから脱却するために不動産を金融商品化し、バブル色の濃かった海外投資マネーを引き付けました。それが地価を押し上げ、さらに次のマネーを呼び込む好循環を生み出したのです。

ところが、欧米の不動産バブルが破裂し、それに伴う金融危機で欧米投資家が損失を出し、諸外国からマネーを引き揚げています。銀行はそれらに追従する形で、不動産の投資規模を拡大するための融資を絞り始めたため、不動産の買いは急速に細り、不動産価格の暴落に繋がるという悪循環です。

近く米保険大手のアメリカン・インターナショナル・グループ(AIG)が丸の内AIGビル(東京・千代田)を売却するとの報道がありました。丸の内の取引価格や賃料は全国の商業地地価の上限に大きな影響を与えるため、大幅な下落圧力になるのではと危惧されています。

バブル崩壊後の地価下落時には、海外マネーという買い手が存在しました。当時、国有化された銀行などを二束三文で買い取り、再生して高く売り抜けた外資系投資会社のことを、「禿げたかファンド」「黒船」と揶揄したものでした。

しかし、今回は前述のAIGやシティーグループ等大手機関投資家は財務基盤が痛んでおり、下支えする余力がなく、海外頼みは期待できない状況です。それにより、日本は内需振興に本腰を入れて取り組み不動産の収益性を高めなければ、地価下落に歯止めがかからず、日本経済は一段と厳しい状況に追い込まれることを想定しなければなりません。

愛知商業地の価格上位5地点 (平成21年1月1日時点)

	所在地	変動率 (%)	価格 (千円/㎡)
1	名古屋市中村区名駅1-2-2 (名古屋近鉄ビル)	5.1	8,260
2	名古屋市中区栄3-5-1 (名古屋三越)	6.9	7,930
3	名古屋市中区栄3-17-15 (エフェックスビル)	6.9	6,200
4	名古屋市中村区名駅4-6-23 (第三堀内ビル)	3.9	6,100
5	名古屋市中村区名駅南1-24-30 (名古屋三井ビルディング)	4.3	4,500



近代バブルを振り返る 第1回

繰り返されるバブル

時代を超え、商品や市場を超え、世界中で繰り返し発生するバブル。決してバブルは何もないところから生まれるものではありません。人とお金が集まる場所から生まれるのです。

バブルが発生するのに必要なのはお金です。モノに対してそれ以上のお金があることがまずは必須条件でしょう。これまでマスコミはバブルが崩壊すると、とたんにバブルの元凶を探し始めて非難しますが、バブルを温存させる要因というものは、崩壊の何年も前からずっと存在しています。それに気づかない、あるいは気づいていても見て見ぬふりをして、それよりも目先のお金に走ってしまいます。そのことがバブル生成、そして、バブル崩壊の要因なのです。

世界の金融の本当のプロと呼ばれる人たちは、過去の事象をくまなく検証し、実践に生かしています。相場での戦い方という意味で孫子の兵法まで精通している投資家も多いのです。そして、過去を勉強しない人間がいてくれることにホッとしているのです。皆が、勉強して賢くなってしまうとカモがいなくなってしまうからです。

チューリップバブル

歴史に残る最も古いバブルは、1630年代に起こったオランダのチューリップバブルと言われています。その頃のオランダは、海上帝国といわれ、植民地での特権を活かし、アジアの交易で巨万の富を築いていました。オランダ東インド会社のあったアムステルダムは海外貿易の一大拠点であり、金融センターでもあったわけです。人口も1570年の3万人から1600年には6万人に倍増し、1622年には10万人を超えています。お金と人が集まり、バブルの素地はできていました。富が蓄積されていくアムステルダムでチューリップの popularity が高まったのは二つの要因が考えられます。

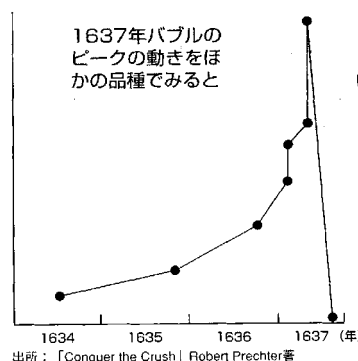
第1要因は、オランダの在来種ではないチューリップがトルコより持ち込まれたときに、純粋に花のもつ美しさに人々が魅了され、チューリップの花に高貴さのイメージを見いだすことが、アムステルダムに芽生えていた上流意識と合っていたわけです。第2要因は、チューリップの育成の特徴です。チューリップは、10月に母球を植えて翌5月以降になってようやく2、3個の球根が収穫できるといった具合で、急速な需要に供給が対応できなかった側面があります。また、このタイムラグが、先渡し取引を生みだし、アムステルダム先物取引所の原型ができあがりました。

チューリップバブルの過程を見ても、当時、球根は1ポンド(450グラム)単位で取引されていましたが、バブル期には1ポンド1,500ギルダーという値段が残っています。これは、当時の大工の棟梁の年収の4倍もし、当時の下町の中古住宅が1,000ギルダーだったことを鑑みれば、いかに異常な価格まで高騰していたか認識できます。また、この価格の高騰は、1634年から1637年までで、急騰するのは1636年後半から2月に向けてのわずか数ヶ月で、バブルのピーク1637年2月を迎えています。おおまかに実質2年でバブルが生成され、そのうち幸福の時間は6ヶ月で崩壊を迎えたといえるでしょう。

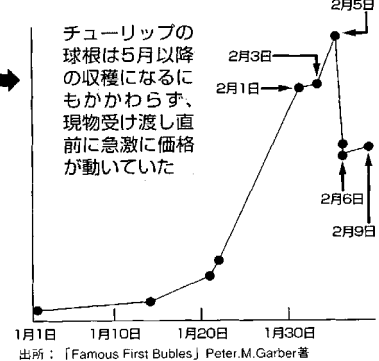
「世界のお金の大原則」 岩本沙弓 著より



① ゴーダーチューリップの値段の推移



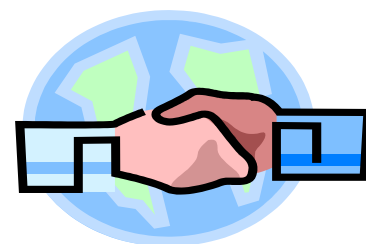
② スイスターズのチューリップ球根の値段の推移



無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きますようよろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

ASAK 経営実践セミナーのご案内

～ 平成21年度税制改正について ～



平成21年度の主な税制改正項目について、わかりやすく解説させていただきます。
景気刺激策も含めて、減税項目の多い今年度の税制改正項目には注目です。
是非、ご出席ください。

なお、今回からセミナー講義だけでなく、ご参加頂いた方々相互の交流の場として、講義後に同会場にて、軽食を交えながらご歓談いただく時間も設けさせていただきました。

新たな交流の場として、ご活用いただければ幸いです。

**参加者の皆様相互の
交流ができる時間を
設定いたしました！**

< 第1部 > 18:30 ~ 19:50 税制改正セミナー
< 第2部 > 20:00 ~ 21:00 懇親会

当日の構成上、詳細な内容に関しては余儀なく変更する場合がございますのでご了承ください

日時 5月8日(金) 18:30 ~ 21:00

(セミナー終了後 懇親会予定していますので是非ご参加ください)

講師 ASAK 浅岡会計事務所 所長 浅岡 和彦

場所 中京大学文化市民会館(金山) 第2会議室

会費 3,500円 (飲物・軽食代、会場・資料代含む)

定員 30名 人数限定のため、お早めにお申し込みください。

申込 4月24日(金)までに当事務所へメールまたはお電話でお申し込みください。

e-mail: info@asak.jp TEL: 052-331-0135・0145



4月度の税務スケジュール

内 容	期 限
3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 4月10日(金)
2月決算法人の確定申告 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税	申告期限 4月30日(木)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	申告期限 4月30日(木)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	申告期限 4月30日(木)
8月決算法人の中間申告(半期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税	申告期限 4月30日(木)
消費税の年税額が400万円超の5月・8月・11月決算法人の 3月ごとの中間申告 消費税・地方消費税	申告期限 4月30日(木)
消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の 1月ごとの中間申告 消費税・地方消費税 (12月決算法人は2ヶ月分)	申告期限 4月30日(木)
軽自動車税の納付	納 期 限 4月中で市町村の条例で定める日
固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付	納 期 限 4月中で市町村の条例で定める日

「頭の体操」の回答 48ゲーム

今月の名言録

見方を変える

富士山は西からでも東からでも登れる。西の道が悪ければ東から登ればよい。東がけわしければ西から登ればよい。道はいくつもある。時と場合に応じて、自在に道を変えればよいのである。一つの道に執すればムリが出る。ムリを通そうとするとゆきづまる。動かない山を動かそうとするからである。そんなときは、山はそのままに身軽に自分の身体を動かせば、またそこに新しい道がひらけてくる。

何ごとともゆきづまれば、まず自分のものの見方を変えることである。案外、人は無意識の中にも一つの見方に執して、他の見方のあることを忘れがちである。そしてゆきづまったと言う。ゆきづまらないまでもムリをしている。貧困はこんなところから生まれる。

われわれはもっと自在でありたい。自在にものの見方を変える心の広さを持ちたい。何ごととも一つに執すれば言行公正を欠く。深刻な顔をする前に、ちょっと視野を変えてみるがよい。それで悪ければ、また見方を変えればよい。そのうちに、本当に正しい道がわかってくる。模索のほんとうの意味はここにある。そしてこれができる人には、ゆきづまりはない。おたがいにこの気持ちで、繁栄への道をさぐってみたいものである。



(「道をひらく」松下幸之助著 PHP研究所)

編集後記



話題は少し唐突ですが、私の息子で5歳になる「大也(まさや)」命名時のエピソードを紹介します。そんな彼には、出生時、名前に関してアクシデントがありました。

出生後、直ぐに私たち夫婦がよくお世話になった姓名判断の先生を訪ね、命名をお願いしました。字画(24画)優先させているので、お世辞にもお洒落な名前はほとんど候補にはなく、中でも「大」という字があれば大きく育つかなという願望から「大也」を選びました。読み方は「ダイヤ」、「まさや」、「ひろや」の3通りあって、その中から「まさや」を選択。クリスマスに生まれ、正月休みに出生届を提出したため、母子手帳を後日受け取り、私は愕然としました。なんと「大也」のはずが「正也」になっているではありませんか。

思い返すと、出生届を提出する際に、妻が「正也」と記入ミスしてしまい、「出産後だからよく見直しして出して！」と言われていたのに、届けに行った私までもがそれを見落としてしまったのです。

直ぐに、家庭裁判所へ問い合わせると、裁判で許可判決が下りないと訂正できないことが判り、さっそく裁判所へ「戸籍訂正」の申し立てをしました。その後、父母そろって家庭裁判所の面接に呼び出されましたが、こればかりは絶対妥協できないと必死に事情を説明し、何とか許可が下りました。残念ながら戸籍には訂正された痕跡が残ってしまいましたが、もちろん本人には内緒です。

みなさんも子供の名前を考える時には、字画もぜひ参考にされることをお勧めします。また、母子手帳を受け取ったらよ〜名前をご確認されることもお忘れなく！以上我が家の失敗談でした。

(佐々木勝己)

事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
松永 裕美

